

放課後等デイサービス事業所代表者 各位

仙台市健康福祉局障害者支援課長

放課後等デイサービス支給決定に関する取り扱いについて(通知)

平素より、本市障害福祉行政につきましてご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年度報酬改定にて設定された放課後等デイサービス利用者の状態像を勘案した指標（以下「新指標」とする）を活用した支給決定（更新）の取り扱いを下記のとおりといたしますので、ご了知いただくとともに、新指標による判定が適切なものとなるよう保護者をご支援いただきますようお願いいたします。

なお、別紙により市内各相談支援事業所に対し、この度の取り扱いについて周知を図る予定です。

記

1 支給決定の更新時の取り扱いの変更

保護者から支給決定の申請の際に各区役所障害高齢課・宮城総合支所保健福祉課（以下、「各区等」という。）に提出していただいている様式のうち、様式第 13 号「支援の程度に関する調査票」及び様式第 11 号「障害の程度等に関する調査票（児童）」（利用日数が週 3 日以下）または様式第 67 号「放課後等デイサービス給付申請に関する調査票」（利用日数が週 4 日以上）（以下、「各調査票」という。）について、支給決定の更新にあたっては、保護者が放課後等デイサービス事業所から児童の状態像について説明を受けたうえで記入することとしました。

これに伴い、別紙のとおり、上記に関する内容を各調査票へ追記しました。

2 支給決定の更新時の流れ

(1) 支給決定の更新申請時に、各調査票の記載内容について、保護者から説明を求められた場合には、当該児童が利用する相談支援事業所等の関係機関からの情報も勘案したうえ、当該児童の状態に関する貴事業所の見立てについて、保護者と共有したうえ、各調査票に事業所名、担当者名、連絡先電話番号を記入してください。

なお、保護者が放課後等デイサービス事業所から説明を受けずに調査票を記入する可能性もあることから、更新を迎える保護者への事前の情報提供や必要に応じて別添「支援の程度に関する調査票の判断基準」を活用して説明を行うなどの適切な支援をお願いします。

(2) 当該児童が複数の事業所を利用している場合においては、上限管理事業所又は利用日数が多い方の事業所にてご対応ください。他事業所とは、常日頃の連携を通じて児童の状態像に関する認識を共有いただいていると存じますが、必要に応じて意見交換してください。

(3) 事業所への苦情等の激しいケース、虐待ケース等、保護者とのすり合わせができないやむを得ない事情がある場合に限り、当該事情を明記した理由書（任意様式）及び各調査票を支給決定担当の各区等宛てご提出ください。

担当：施設支援係
電話：022-214-8188